

## 令和 7 年度静岡県介護人材育成事業実施業務委託に係る仕様書

## 1 事業の目的

介護に関心を持つ介護未経験者に対して、オンデマンド型の入門的研修を実施することにより介護分野への参入を促進する。

また、介護施設等への雇用を希望する者に対してマッチングを行い、介護保険施設等への直接雇用に向けて支援する。

## 2 定義

介護に関する資格等とは、看護師又は介護福祉士の資格のほか、介護職員基礎研修課程、介護員養成研修 1 級又は 2 級課程、介護職員初任者研修課程、実務者研修課程の修了など、訪問介護員として介護等の業務に従事できる資格をいう。

## 3 事業の実施期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 19 日（木）までとする。

## 4 業務内容

受託者は事業の実施期間内に以下の業務を行うものとする。

## (1) オンデマンド型の入門的研修

## ア オンデマンド型入門的研修動画の作成及び配信

① 下記の科目ごと分割して研修動画を作成すること。

<研修科目及び時間数>

研修科目		研修時間数
基礎講座	介護に関する基礎知識	1.5 時間
	介護の基本	1.5 時間
入門講座	基本的な介護の方法	10 時間
	認知症の理解	4 時間
	障害の理解	2 時間
	介護における安全確保	2 時間
合計時間数		21 時間

② 誰でも簡単に受講することができるよう、掲載方法及び開催方法等を提案すること。

## イ オンデマンド型入門的研修の周知及び広報

より多くの未経験者が受講するよう、対象世代等のニーズに合った内容及び効果的な広報媒体で周知及び広報を行うこと。

- (2) 介護職員初任者研修から介護保険施設等とのマッチングまで  
 介護保険施設等へ120人（うち、訪問介護事業所へ60人）直接雇用することを目標とする。（東部・中部・西部 各40人以上を目標）

区分	訪問介護事業所等（※）に雇用を希望する者	訪問介護事業所等以外の介護保険施設に雇用を希望する者	留意事項
介護職員初任者研修	介護職員初任者研修を受講させること。ただし、派遣社員として介護業務へ従事しながら研修を受講することも可能とする。	介護職員初任者研修を受講させること。	初任者研修の開講に際しては、介護員養成研修指定を受けることとし、指定を受けるための費用は受託者の負担とする。
派遣社員の雇用	派遣社員として雇用し、研修等の人材育成を行いながら、訪問介護事業所等に派遣して訪問介護業務へ従事させること。	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>履歴書等書類審査及び面接による選考の上、最長4か月の有期雇用契約を締結すること。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。</li> <li>原則、1週当たりの勤務時間は20時間以上40時間以内とし、時間外勤務は行わせないこととする。また、社会保険、雇用保険等に加入すること。</li> </ul>
雇用者の人材育成等	雇用者が事業終了後に、訪問介護事業所等で就業できるよう、より効果的な人材育成及び就職支援を提案すること。	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問介護事業所等を運営する法人との間で労働者派遣契約（紹介予定派遣契約）を締結すること。その際、派遣先訪問介護事業所等から労働者派遣に関する料金（派遣・紹介料金）の支払いは求めないこととする。</li> <li>派遣する雇用者は介護保険施設等を運営する1法人につき5人を限度とする。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。</li> </ul>
就職支援	—	介護保険施設等で就業できるよう、派遣雇用以外の効果的な人材育成及び就職支援を提案すること。	
マッチング	介護保険施設等には、形態・主要サービス等について様々な事業所が存在するため、マッチング先の決定に当たっては、その介護保険施設等の特徴などについて、未経験者に十分説明の上、本人の適性や希望を考慮して、介護保険施設等とのマッチングを支援すること。		介護保険施設等に直接雇用された場合には、静岡県社会福祉人材センターが実施する新人介護職員向け研修を受講するよう説明すること。

※訪問介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回随時対応型訪問介護・看護

(3) 雇用を希望しない者への対応

入門的研修を受けたが、介護保険施設等への雇用を希望しない者について、介護分野への就業意欲を高めるための効果的な企画を提案すること。

(4) 職場内研修（OJT）を行う介護保険施設等の募集

県内訪問介護事業所等に対し、より多くの介護保険施設等が参加するよう、効果的な周知及び募集を行うこと。また、県内東部・中部・西部の特定の地域に偏ることがないような方法とすること。

5 事業の対象経費

この事業の委託費の対象となる経費は、雇用者の人件費（受託者が負担する社会保険料等の事業主負担分を含む。）、当該雇用者に係る人材育成のための経費及びその他事業の実施に必要な経費とし、主な費用は次の(1)に掲げるものを基本とすること。

(1) 委託費の対象となる経費

雇用した訪問介護事業所等に雇用を希望する者の人件費、消耗品費、広報費、連絡調整等に要する通信費、テキスト・チラシ等の印刷製本費、会場使用料、通信費、物品等のレンタル・リース料、保険料、外部講師謝金（1時間あたり5,250円を基本とする。）、外部講師旅費（実際に要した経費）、既存社員の人件費（事業に従事した分であって、基本給及び役職手当に係るものに限る。）既存社員の旅費（この事業で要した実費）、受講料、教材費、教科書代、その他事業実施に直接必要となる経費

(2) 委託費の対象とならない経費

光熱水費、家賃及び敷金、飲食に係る経費、備品を購入する経費その他事業の実施に直接必要と認められない経費

(3) 新規雇用者の人件費等

委託費に占める雇用した訪問介護事業所等に雇用を希望する者の人件費、社会保険料及び健康診断等新規雇用者に直接支払われる経費、並びに研修受講料（以下、「人件費等」という。）の割合が3分の1以上となることに留意する。

ただし、人件費等の割合が3分の1以上にならなかった場合、人件費等は実績額、その他の経費は上限額を契約額の3分の1以下とする精算を行う。

6 委託契約額の支払い

(1) 本業務を完了した際は、原則として実績に応じて精算を行うものとする。

(2) 精算の結果、委託契約額に不足が生じた場合であっても、県は不足額を補てんする義務を負わない。

7 その他

この事業の実施に関し必要な事項は県と協議するものとする。